

羽場まちづくり委員会環境美化部会・新年度総会

令和5年4月25日

司会：部会長
出席確認：副部会長

- 1 令和5年度事業計画の発表（部会長）と承認
- 2 令和5年度予算案の発表（会計）と承認
- 3 5月28日（日）春のごみゼロ運動について
- 4 ボランティア袋の配付について（副部会長より）
各地区にボランティア袋とステッカーをお配りします。
各地区で引き継いでいる物を使っていただいてもよいです。
- 5 全市一斉水辺の美化活動（河川清掃）について
- 6 その他

次回の第2回部会の予定は、6月13日（火曜日）です。時間は午後7時30分から会場は研修室の予定です。（2F奥）議題は、水辺美化活動についてです。

本年度会議予定

第3回 環境美化部会会議	羽場公民館	9月5日	火曜日
第4回 環境美化部会会議	羽場公民館	10月17日	火曜日
年度末総会 環境美化部会会議	羽場公民館	3月19日	火曜日

・LINE のついて

撮影した写真の送信をお願いします。リサイクルステーション 水辺の一斉清掃時

・環境衛生連絡会 報告

・サンアール アプリについて 別紙

環境美化部会事業計画

基本方針（本会）

私たちは、自然を大切にし、美しい環境の中で、明るい生活を営むため、環境及び衛生行政の推進に合わせて、地区、行政を通じて快適な生活環境作りと公衆衛生の向上に寄与する。

事業の目的（部会）

飯田市と羽場まちづくり委員会との管理事業委託契約を確実に遂行し、環境、衛生の向上ため、活動を展開する。

事業計画

- 1.ごみ集積所の、分別指導（通年）
- 2.リサイクルステーションの運営、指導（リサイクルカレンダーにより実施）
- 3.紙・鉄・ペットボトル等、資源回収の促進、啓発。
- 4.ごみ減量啓発事業への参加（環境衛生研修事業・施設見学）
- 5.環境美化活動の実施
 - ・全市一斉 春のごみゼロ運動 令和5年 5月28日（日）
 - ・全市一斉 水辺等美化活動 令和5年 7月2日（日）
 - ・秋分の日 美化活動（羽場地区独自） 令和5年 9月23日（土）
 - ・全市一斉 秋のごみゼロ運動 令和5年 11月12日（日）
 - ・春分の日 美化活動（羽場地区独自） 令和6年 3月20日（水）
- 6.松川水環境保全推進委員会への参加
- 7.環境衛生担当委員会連絡会への参加
- 8.まちづくり委員会行事への積極的参加
- 9.環境ポスターの張替え

4月16日 総会にて承認

令和五年度 羽場まちづくり委員会 環境美化部会 予算

自： 令和5年4月1日

収入合計 1,534,151

検印	検印

至： 令和5年3月31日

支出合計 1,534,151

差引残高 0

1 収入の部

単位：円

科目	①前年予算	②本年度予算	増減 (②-①)	適用 (備考)	
1.委託料・交付金	1,053,381	1,128,062	74,681		
内訳	(1)まちづくり委員会	564,079	564,079	0	
	(2)飯田市委託・補助金	489,302	563,983	74,681	※1
	(3)県補助金	0	0	0	
前年度繰越金	264,169	406,089	141,920		
雑収入					
合計	1,317,550	1,534,151	216,601		

2 支出の部

単位：円

科目	①前年予算	②本年度予算	増減 (②-①)	適用 (備考)	
1.会議費	106,000	106,000	0	部員33名 (役員4,000×5名×2回 33名×2,000)	
2.報酬費	260,000	260,000	0	部員数33名	
3.研修費	49,500	49,500	0	環境美化部員研修費1,500×33名	
4.事務費	15,000	15,000	0	コピー、送料、文房具	
5.事業費	81,500	81,500	0		
内訳	1) リサイクル s.運営費	31,500	31,500	0	ステーション4か所
	2) ゴミ組成調査費	10,000	10,000	0	交通費など
	3) 環境美化活動費	40,000	40,000	0	集積所整備：美化活動費
	4) リサイクルバック助成				
	5)				
6.負担金	10,000	10,000	0	環境衛生担当委員会連絡会研修費・松川水環境推進協議会研修費	
7.助成金	587,000	587,000	0	クリーンキャンペーン：160,000 御用水愛護会・35,000/猿倉の泉愛護会：65,000 各自治体河川美化助成金：327,000	
8.補助金	208,550	425,151	216,601		
9.配分金			0		
10.雑費・予備費			0		
合計	1,317,550	1,534,151	216,601		

※1 ごみ集積所315,983 リサイクルステーション管理委託料88,000

大平クリーンキャンペーン 160,000

飯田市統一美化行動日（関東甲信越統一美化キャンペーン一斉行動日）

春の「ごみゼロ運動の日」について

日頃は、羽場地区の環境美化活動に御協力いただき有り難うございます。
飯田市統一美化行動として、春の「ごみゼロ運動」を下記の通り実施いたします。
環境美化部会委員の方は、地区の皆さんと協力し合って実施していただきますようお願いいたします。お手数ですが、別紙報告書に実施状況を記入の上、部会長まで報告してください。

--- 記 ---

- 1 実施日時 令和5年5月28日（日）午前7時～雨天決行
*天候状況により中止延期の場合あり。その場合はj自治会長さんに連絡いたします。
- 2 実施方法 町内のゴミを拾って下さい。
詳細は各自治会の役員の方と打ち合わせの上行ってください。
- 3 集積場所 羽場中央公会堂 連絡は部会長携帯まで 090-4161-7689

美化部会委員は、集められたごみを午前7時から8時半頃までに搬入してください。（できるだけ分別の事）袋は「ボランティア袋」を使用してください。
ボランティア袋が必要な地区は早めにお申し出ください。部会長まで、
- 4 実施本部 午前7時に羽場中央公会堂に集合してください。三役
- 5 実施報告 美化部会委員は、別紙実施状況報告書に実施状況を記入して、ごみ搬入時に部会長まで報告してください。

各地区で集めたごみを、各地区で分別してください。分別方法は、ボランティア袋に種類毎分け、ステッカーを貼ります。燃やすごみ、埋め立てごみ、資源ごみの3種類です。

それらを、羽場公民館まで持ってきてください。少量でしたら各地区で処分を。
また、各地区の責任者は本日配付の実施報告書を提出してください。
3密の要素である密集・密接を避け、短時間での活動になるようご尽力ください。

○汚れたペットボトルは、つぶして埋め立てです。

○汚れた空き缶は、超高温で溶かした後に再生するため、資源ゴミです。

令和5年度 飯田市統一美化行動「ごみゼロ運動」実施要項

1 趣旨

飯田市は「人も自然も美しく、輝けるまち飯田 環境文化都市」を都市像として、行政、住民、事業者が一体となって循環型社会の構築に向けた取り組みを推進し、特に美しいまちを将来の世代に引き継ぐため、様々な環境美化活動に取り組んできました。

さらに平成26年4月1日には「飯田ポイ捨て等及び環境美化を推進する市民条例」が施行され、多様な主体がそれぞれの立場で、きれいなまちの実現にむけて、ごみを捨てられにくい環境づくりを進めています。しかしながら、心無い者によるポイ捨て等が後を絶たない状況も見受けられることから、引き続き、ごみを捨てられない環境づくりのため、飯田市全体の統一美化行動として「ごみゼロ運動」を実施します。

2 概要

(1) 春のごみゼロ運動

ア 関東甲信越1都10県が定めた「ごみゼロ運動」を統一美化キャンペーン一斉行動日に合わせて、春のごみゼロ運動を実施する

イ 実施日 令和5年5月28日 日曜日

(2) 秋のごみゼロ運動

ア 飯田市環境美化週間に合わせて、秋のごみゼロ運動を行う。

イ 実施日 令和5年11月12日 日曜日

3 実施主体

(1) まちづくり委員会等

各地区の実情に合わせて、ごみゼロ運動を計画し、実施する。

(2) 環境課

まちづくり委員会等の活動に対して、ごみの回収などの支援を行う。

4 実施計画の報告

ごみの拠点回収の調整のため、実施の有無及び実施の場合の実施日について、別紙実施計画書に記載し、環境課へ提出する。

5 実施にあたっての注意事項

(1) 急遽中止とする場合は、速やかにその旨環境課まで連絡ください。

(2) けがや事故には十分注意して、作業を実施してください。

(3) 環境教育などの側面から、多くの小中学生等が参加できるように努めてください。

(4) 家から出るごみを便乗して出さないようにしてください。

6 ボランティア袋の申請

ごみを回収するためのボランティア袋等は、必要となる日の2週間前までに環境課へ必要枚数を申請する。

7 実施報告書の提出

まちづくり委員会等はごみゼロ運動終了後、「ごみゼロ運動」実施報告書へ参加人数等を取りまとめて、環境課へ提出する。

8 回収ごみ処理方法

(1) 地区の拠点 羽場公民館 分別の後ボランティア袋に入れごみの種類ごと拠点に保管する。

9 大量もしくは大型ごみをつけた場合

不法投棄されたものを発見した場合は写真を撮影したうえで、ごみを回収せず現場を保全し、環境課へ連絡する。

5 全市一斉水辺の美化活動（河川清掃）について

7月2日（日）午前7時より予定。雨天決行ですが、大雨や悪天・荒天の場合は次の日曜日に延期となります。自治会長さんの連絡網で中止を連絡します。

土砂専用車と草専用車（パッカー車）の助手席に乗る方を次回部会で決めたいと思います。また、地図も配付したいと思います。仕事は、道案内と積載補助です。助手席に乗る方は、午前7時までに中央公会堂にお集まりください。助手席に乗る方と運転手さんには飲み物を出したいと思います。

（1）土砂専用車（ダンプ車）

- ①号車 大通り→旭町・曙町→白山通り（ さん）
- ②松川町→（必要ならば羽場2・羽場1）→砂払町（ さん）
- ③大休→正永町2→正永町1→砂払町（ さん）

（2）草専用車（パッカー車）

- ④旭町→大通り→羽場坂町（ さん）
- ⑤宮本町（羽場上河原→羽場赤坂）→羽場町5（現羽場町3と一緒に）
→松川町（ さん）
- ⑥白山通り→曙町（ さん）
- ⑦羽場町3丁目→羽場町1丁目→羽場町2丁目（ さん）
- ⑧宮本町（羽場仲畑→羽場権現）→砂払町（ さん）
- ⑨正永町2丁目→正永町1丁目→砂払町（ さん）

※ 運搬車が巡回しますので、助手席に乗らない部員の皆さんもお手数ですが、地区内に車が来たら車の誘導や土砂及び草の積み込みにご協力をお願いします。

飯田市とまちづくり委員会（環境美化部会）との委託、契約について

環境美化部会の主な業務について

(1) ごみ集積所管理委託について

① 契約内容

ゴミ分別指導及びごみ集積所管理事業、資源化の推進と排出者に対する指導です。

例) 住民へのごみ分別の研修会や集積所を立ち番や周り当番で管理。

※委託料等 まちづくり委員会を経て支払われます。

② 集積所の管理について

1) 集積所の管理について

集積所は地元の環境美化委員さんの指示により、地元の皆さんの管理が原則です。

2) 管理の例や廃止等の検討

ア. 当番制の地区もあります。当番ノートを回して記録し不分別による残されたゴミもすべて持ち帰り分別しなおして次回に出している地区もあります。

この場合の指定袋は、自前のものは使用しないで「ボランティア袋」と

「善意のステッカー」を使用してください。ボランティア袋は環境美化副部長のところで保管してあります。必要な人はお申し出ください。

イ. 交通量の多い集積所で、収集日に関係なく、いつでも大量のごみが投げ込まれている所があります。看板の設置等ご検討ください。

ウ. 囲いをして、看板を立てたままで、鍵等の管理がない場合ごみを投げ込まれても無理ないことです。囲うことをやめ、看板を片付けて、どれでも

ごみを置いて行かれるようであれば、移転を検討してください。

③ 違反ごみが出されたら

収集時にあった場合、収集業者が警告ステッカーを貼り付け、回収せずに集積所に残します。 ※赤色サイン

以後、3日間（一週間）は集積所に据え置いていただくようお願いします。

この間に排出者に引き取られることが好ましい状態です。

④ 引き取り手のない場合

(1) 燃やすごみごみの場合次回収集前に連絡をください。

(2) 埋め立てごみ・資源ごみの場合も次回収集日までの据え置きが望ましい。

(3) 次回収集日まで据え置きが適当ないと判断された場合や、3日を経過したごみは市パトロールによる撤去を行いたいと思いますが、すべてに対応するのは難しい。

(4) 3日を経過したもの、3日間の据え置きも困難な集積所の場合、環境美化委員で対応をお願いします。ごみの種類ごとに分別して「善意のステッカー」の分別欄にチェックして「ボランティア袋」に貼って出して下さい。

⑤ ごみ集積所に関するトラブル・苦情処理及び連絡等手順について

ごみ集積所に関する苦情があった場合は環境美化部会長まで連絡ください。

不在、もしくは急ぎの場合は飯田市環境課まで連絡してください。

集積所に出す場合の記名について

飯田市では「任意」となっています。各地区でご確認ください。

飯田市環境課 廃棄物対策係 22-4511 内 5244

その他に、集積所の設置、廃止等があります。

(1) 集積所の設置基準は、最低20世帯で新規に1ヶ所設置できます。

(2) 集積場所を選定し、土地、施設管理者に承諾を受けた後、まちづくり委員会を通して環境課へごみ集積所設置願を提出してください。

(3) 回収可能か現地調査の後、2週間から1か月程度かかります。

(4) 現地調査の後、場所の変更をお願いする場合があります。

(5) 設置後の管理は地元で管理。すべて対応は地元でお願いします。

(6) 設置された集積所に看板を用意してます。また適宜見直しする場合があります。

(2) リサイクルステーション管理委託について

ア 契約内容

ペットボトル・ガラスびんのリサイクル回収事業と啓発及び回収拠点
リサイクルステーションの運営・管理と資源化の推進と排出者に対する指導。

例) 資材の確認。住民へのごみ分別で資源化の推進と研修会や立ち番やごみ分別推進員などで管理。

イ 委託料

まちづくり委員会を経て、環境美化部会に支払われます。

ウ 奉仕活動

リサイクルステーション開催時にでた不適ごみは等はボランティア袋を使用します。取り扱いには後に記載した「不法投棄用のボランティア袋の取り扱い」と同様になります。

(3) 不法投棄等用のボランティア袋の取り扱い

1) 目的

地域の環境衛生活動において、個人や各種団体が奉仕活動で公共区域の清掃や収集で処理する際に使用します。埋め立て・資源ごみ用ボランティア袋と燃やすごみ袋の2種類があります。収集したごみはそれぞれに分別し、それぞれの袋に入れて集積場に排出してください。

3) 申請方法

市 環境課に申し込む。または環境美化部会副部長のところまで保管しています。

環境衛生担当委員用 リサイクルステーションマニュアル

1) リサイクルステーションで回収しているもの

1. ガラス瓶 人間が口にすることができるもの。すべてのガラス瓶が対象。
水色のエコバックへ3種類（透明・茶瓶・その他）に分けて入れる。
 - ・化粧びんは埋めててごみへ・農薬・劇薬瓶は販売店へ・ビール瓶は酒屋さん
 - ・喜久水の酒瓶は酒屋・ガラス食器等は埋め立てごみ・耐熱ガラス 埋め立てごみ
 - ・割れたガラス 埋めててごみへ
2. ペットボトル・・・ 対象容器（飲食用・酒類・醤油）
緑色のエコバックへ入れる（スルメ状につぶす）
 - ・ラベルは剥がす・レベルとキャップはプラ資源・飲食用、酒類と醤油以外はプラ資源。

2) 注意事項（自宅で行うこと）

1. 中身をゆすぐ
2. キャップは外す
3. ガラス瓶は事前に（透明・茶色・その他）仕分けしておく。ラベルはそのまま。
4. ペットボトルはスルメ状につぶす。ラベルは剥がしておく。

3) 回収方法

1. 排出者が箕へそれぞれ入れる
2. 当番による目視チェック。それぞれのエコバックへ
3. 回収対象外のものは持ち帰りする。

4) リサイクルステーションの前日からの流れ

1. 前日（金曜日）午後3時以降に、委託業者が必要な資材を各会場に届けます。
その時間以降に資材が届いていない場合は、環境課へ連絡。
※確認は、夕方5時以降に地域役員さんなどで行う。夜間、土曜日の場合は市役所の宿直者が環境課職員に連絡します。
2. リサイクルステーション終了後は、委託業者が回収します。早期回収を希望する場合は市へ連絡。

5) 不適物の処理について

対象品以外のものは、地区環境衛生担当者で対応する。
ごみを分別し「善意のステッカー」の分別欄にチェックをして、ボランティア袋に貼って集積所にお出しください。

羽場まちづくり委員会環境美化部会規約

(名称及び所在地)

第1条 本部会は、羽場まちづくり委員会環境美化部会と称し、事務所を羽場公民館に置く。

(目的)

第2条 本部会は、公衆衛生の向上発展を期し、快適で文化的な生活環境をつくり、住民の健康を保持増進することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1 ごみの分別と出し方の徹底に関すること。
- 2 廃棄物の減量・リサイクルに関すること。
- 3 環境美化に関すること。
- 4 河川浄化に関すること。
- 5 公害防止に関すること。
- 6 害虫等の駆除に関すること。
- 7 病気の予防、健康の保持に関すること。

(会員)

第4条 本部会の委員は、飯田市羽場地区に居住する者を以って組織する。

(支部の組織)

第5条 本部会は、次に掲げる地区を設け、その範囲を次のとおりとする。

- 第1地区 大通・旭町、曙町、羽場坂町、白山通り
- 第2地区 羽場町1丁目、羽場町2丁目、羽場町3丁目、砂払町
- 第3地区 松川町、宮本町、
- 第4地区 正永町1、正永町2、大休

(総会)

第6条 総会は、この部会の議決機関で、定期総会と臨時総会をする。
臨時総会は、地区委員長会で必要と認められた時、部会長が招集する。

(総会の構成)

第7条

- 1 総会は、委員を以って構成する。
- 2 総会の議長は、出席者の中から選出する。
- 3 定期総会は、毎年4月に部会長が招集し、次の事項を審議する。
 - (1) 事業報告及び決算に関する事項
 - (2) 事業計画及び予算に関する事項
 - (3) その他

(議決)

第8条 会議の決議は、委員の過半数の出席により成立し、議決は出席者の過半数によって決定する。可否同数の場合は、議長が決定する。

(役員)

第9条 本部会に次の役員を置く。

部会長	1名
副部会長(男女、各1名)	2名
会計	1名

広報
地区委員長

1名
4名

(役員を選出)

第10条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 部会長、副部会長、会計、広報は、総会において部会員の中より選出する。
- (2) 地区委員長は、各地区の委員より選出する。
- (3) 監事は、羽場まちづくり委員会の監事が当たる。
- (4) 役員の兼務は妨げない。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 部会長は、部会を代表し、部会の事務総括をする。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その仕事を代理する。
- (3) 地区委員長は、地区を組織し、事務・事業を執行する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とし、欠員を生じた場合は、必要に応じて補充し、その任期は前任期間とする。

(会計年度)

第13条 本部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(経費)

第14条 本部会の経費は、羽場まちづくり委員会からの事業費、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(手当の支給)

第15条 役員、委員の手当は『羽場まちづくり委員会の役員報酬に関わる規定』により支給される。

附 則

この規約は、平成19年4月1日より実施する。

平成19年4月1日施行

平成23年4月1日改訂

飯田市 ごみ収集あぷりについて

パソコンからは[こちら](https://manage.delight-system.com/threeR/web/calendar?menu=&jichitaiId=iidashi&areaId=57329&areaName=%2F&lang=ja&benriCateId=%2F&bunbetsuCateId=%2F&faqCateId=%2F&howToCateId=) [https://manage.delight-](https://manage.delight-system.com/threeR/web/calendar?menu=&jichitaiId=iidashi&areaId=57329&areaName=%2F&lang=ja&benriCateId=%2F&bunbetsuCateId=%2F&faqCateId=%2F&howToCateId=)

system.com/threeR/web/calendar?menu=&jichitaiId=iidashi&areaId=57329&areaName=%2F&lang=ja&benriCateId=%2F&bunbetsuCateId=%2F&faqCateId=%2F&howToCateId=から表示できます。羽場地区で設定してあります。



Android 端末

(Android os : 5.0 以上) iOS 端末 (ios : 9.0 以上)

QR コードを読み取ると、Google プレイストアに飛びますので、インストールを選択。

地域選択画面が出ますので「長野県→飯田市→お住いの地域」を選択します。

カレンダー表示は週間と一か月表示切替られます。

ios は持ってないのでわかりません m(__)m

令和5年環境衛生担当委員会連絡会 報告

リサイクルステーション開催中止について

当日 7:30 現場での判断。リサイクルステーション管理者の判断。

開催中風雨が強まったときに中止を決定してもかまわない。

基準としては、「危険を感じる」場合です。例としては台風の暴風域に入った。大雨・洪水・暴風の警報が発令されたとき。中止の判断を飯田市に連絡する必要はありません。

持ち込まれる方への周知・中止の表示物をエコバックにかぶせておく。

回収は業者が行います。

犬のふんは持ち帰りましょう 看板が用意できます。